

大泉町外二町環境衛生施設組合議会会議録

令和 2 年第 3 回定例会

(9 月 2 9 日)

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
出席した議会書記	2
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター設置及び管 理条例の一部を改正する条例について	3
日程第5 議案第7号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の一部を改正する条例について	5
日程第6 議案第8号 令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入 歳出決算認定について	6
管理者挨拶	11
閉 会	12

令和 2 年 第 3 回 大 泉 町 外 二 町 環境衛生施設組合議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 2 9 日（火曜日）

議事日程

令和 2 年 9 月 2 9 日（火曜日）午後 2 時 2 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第 6 号 大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第 7 号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 8 号 令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

１番 柿 沼 英 己 君

３番 山 口 将 君

５番 渡 邊 明 君

７番 大 野 貞 夫 君

９番 橋 本 博 之 君

２番 宮 永 万里子 君

４番 浅 野 正 己 君

６番 大 賀 孝 訓 君

８番 神 谷 長 平 君

１０番 須 田 敏 彦 君

欠席議員（０人）

説明のため出席した者

管 理 者 村 山 俊 明 君

副 管 理 者 高 橋 純 一 君

監 査 委 員 白 石 正 躬 君

所 長 小 倉 志 信 君

副 管 理 者 金 子 正 一 君

副 管 理 者 飯 田 健 君

会 計 管 理 者 堀 本 俊 行 君

係 長 三 井 小百合 君

出席した議会書記

書 記 長 中 繁 尚 之

書 記 佐 藤 直 樹

○開会・開議

午後２時２０分開会・開議

◇議長（須田敏彦君） ただいまの出席議員は１０名であります。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、令和２年第３回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ご通知したとおりであります。

ただいまから日程に従い、順次議事を進めてまいります。

○日程第１ 会議録署名議員の指名

◇議長（須田敏彦君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２６条の規定により、議席４番浅野正己議員、議席５番渡邊明議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○日程第２ 会期の決定

◇議長（須田敏彦君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議案等を勘案し、本日１日といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

○日程第３ 諸報告

◇議長（須田敏彦君） 日程第３、諸報告を行います。

議会側の報告を議長からいたします。

出納検査結果について、お手元に配付したとおり、令和元年度５月分、令和２年度５月分、６月分、７月分の検査結果が監査委員からなされておりますので、ご報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○日程第４ 議案第６号 大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

◇議長（須田敏彦君） 日程第４、議案第６号 大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年4月より、太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設において、ごみの焼却処理を共同処理することに伴い、清掃センターでの業務等について、所要の改正をいたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（須田敏彦君） 小倉所長。

〔所長 小倉志信君発言〕

◇所長（小倉志信君） 命によりまして、議案第6号の詳細説明を申し上げます。

議案書及びお手元に配付してございます参考資料を併せてご覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、3年4月より新焼却施設が稼働となり、ごみの焼却処理が太田市外三町広域清掃組合での共同処理となることから、清掃センターでのごみの焼却処理が終了し、清掃センターとしての業務を搬入されたごみの管理及び運搬とするため、改正するものでございます。

第1条につきましては、見出しを「目的」から「趣旨」に改めるものでございます。

第2条につきましては、定義規定として、当組合で受入れを行う「一般廃棄物」を「粗大ごみに該当するもの」とし、事業系可燃ごみの受入れも新焼却施設へ移行することから、「事業活動に伴い排出するものを除く」とするものでございます。

第3条につきましては、設置規定として、当組合区域内の一般廃棄物の処分を衛生的、かつ適正に行うため清掃センターを設置するものとしてございます。

第4条につきましては、廃棄物の処理施設を清掃センターに改めるものでございます。

第5条につきましては、清掃センターの業務を搬入された一般廃棄物の管理及び運搬とするものでございます。

第6条につきましては、一般廃棄物の搬入を行う場合、あらかじめ管理者の許可を受けることとするものでございます。

第7条につきましては、使用の制限について定めるものでございます。

第8条については、条ずれによるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和3年4月1日からと定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（須田敏彦君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第6号を提案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（須田敏彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第7号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（須田敏彦君） 日程第5、議案第7号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第7号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年4月より、太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設において、ごみの焼却処理を共同処理することに伴い、事業系ごみの焼却処理も移行することから、一般廃棄物の処理手数料等について所要の改正をいたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（須田敏彦君） 小倉所長。

〔所長 小倉志信君発言〕

◇所長（小倉志信君） 命によりまして、議案第7号の詳細説明を申し上げます。

議案書及びお手元に配付してございます参考資料を併せてご覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、3年4月より新焼却施設が稼働し、ごみの焼却処理が太田市外三町広域清掃組合での共同処理となることから、事業系ごみについても新焼却施設での受入れとなるため、ごみの処理手数料に係る規定について改正するものでございます。

第3条の一般廃棄物の処理手数料の規定から第6条の産業廃棄物の処理手数料の規定までを削り、

第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、別表第1及び別表第2を削るものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和3年4月1日からと定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（須田敏彦君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号を提案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（須田敏彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第8号 令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

◇議長（須田敏彦君） 日程第6、議案第8号 令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第8号 令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

決算の概要といたしましては、予算現額9億707万2,000円に対しまして、歳入総額は9億1,251万4,372円、歳出総額は8億5,217万1,131円、歳入歳出差引残額6,034万3,241円の黒字決算となりました。

まず、歳入でございますが、構成三町からの負担金が7億7,636万3,000円で、歳入に占める割合は85.1%です。使用料及び手数料は9,534万8,460円で10.4%、その他、繰越金などによりまして財源の確保を図った次第でございます。

歳出につきましては、斎場やごみ処理施設などの運転管理委託や改修工事などによる施設の安定的な維持管理及び組合事業の円滑な運営を図りながら、ごみの適正な処理とともに、焼却処理施設の稼働停止を見据え、経費の節減に努めてまいりました。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（須田敏彦君） 小倉所長。

〔所長 小倉志信君発言〕

◇所長（小倉志信君） 命によりまして、議案第8号の詳細説明を申し上げます。

初めに、歳入からご説明を申し上げます。

決算書の事項別明細書、5ページ、6ページをご覧いただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金につきましては、構成三町からの負担金でございまして、町別負担割合といたしまして、大泉町、56.0%、邑楽町、24.8%、千代田町、19.2%でございます。

第2款第1項使用料につきましては、斎場施設等の使用料でございます。

第2項手数料につきましては、次のページとなりますが、ごみ処理手数料といたしまして、事業者搬入分のごみ処理手数料などでございます。

第3款第1項国庫補助金につきましては、放射性物質汚染対策特別措置法に基づく廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

第4款第1項財産運用収入につきましては、基金預金利子でございます。

第5款第1項基金繰入金でございますが、令和元年度は基金からの繰入れはございませんでした。

9ページ、10ページをお開きください。

第6款第1項繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

第7款第1項組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子でございます。

第2項雑入につきましては、主なものといたしまして、東京電力賠償金や紙類などの売却代等でございます。

以上、歳入合計といたしまして、9億1,251万4,372円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

11、12ページをお開きください。

第1款第1項議会費につきましては、議会運営に要した経費でございます。

次の13、14ページをお開きください。

第2款第1項総務管理費でございますが、1目一般管理費につきましては、主に職員人件費のほか、総務管理に要した経費でございます。

次の15、16ページをお開きください。

2目公平委員会費につきましては、記載のとおりでございます。

3目基金積立金につきましては、環境衛生施設整備事業基金積立金といたしまして4,500万円の積立てを行いました。

第2項監査委員費につきましては、記載のとおりでございます。

次の１７、１８ページをお開きください。

第３款第１項保健衛生費につきましては、斎場に係る経費で、火葬など斎場の管理運営に要した費用でございます。主な内容を申し上げますと、１１節需用費につきましては、燃料費や光熱水費等が主なものでございます。

１３節の委託料につきましては、建物清掃委託や火葬業務等管理委託、樹木等年間管理委託などに係る費用でございます。

１５節工事請負費につきましては、火葬炉設備の補修工事でございます。

次に、１９、２０ページをお開きください。

第４款第１項１目ごみ処理費につきましては、ごみ処理施設の管理運営に要した経費でございます。主な内容を申し上げますと、１１節需用費につきましては、有害物質除去のための薬品購入費などの消耗品費並びに光熱水費、焼却処理施設設備の修繕料などでございます。

１３節委託料につきましては、焼却処理施設の運転管理委託及び施設の各種設備の保守点検委託、枝木等搬出業務委託などに係る費用でございます。

１５節工事請負費につきましては、１・２号炉のストーカ設備の火格子取替や焼却室の耐火物補修工事などでございます。

２１、２２ページをお開きください。

２目最終処分場施設費でございます。

１１節需用費につきましては、水処理に係る薬品購入などの消耗品費、光熱水費及び施設の機能維持のための修繕料などでございます。

１３節委託料につきましては、処分場施設の運転管理委託及び樹木等年間管理委託や水質の分析委託などに係る費用でございます。

１５節工事請負費につきましては、脱塩装置透析槽膜交換工事などの水処理に係る設備の維持補修工事や、次のページになりますが、埋立地内の覆土工事などがございます。

第２項のごみ収集費でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬業務委託料などでございます。

続きまして、２５、２６ページをお開きください。

第５款諸支出金、第６款予備費につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、２７、２８ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引き額６，０３４万３，０００円が実質収支額となっております。

２８ページの財産に関する調書でございますが、１の公有財産、２の物品につきましては変動はございません。

３の基金につきましては、決算年度末現在高が３億２，０００万円でございます。

29ページをお願いいたします。

性質別歳出内訳表でございまして、記載のとおりとなっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（須田敏彦君）　ここで、白石正躬監査委員から決算審査についてご報告をお願いいたします。
白石監査委員。

〔監査委員　白石正躬君発言〕

◇監査委員（白石正躬君）　監査委員の白石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速でございますが、令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計及び基金の運用状況について審査を行いましたので、概要と結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び令和元年度大泉町外二町環境衛生施設組合基金の運用状況を去る8月28日、清掃センター2階会議室において、大賀孝訓監査委員とともに審査を実施いたしました。

結果は、令和元年度決算審査意見書としてお手元に配付されていると思いますが、読み上げさせていただきます。

令和元年度決算審査意見書。

1、審査の方法。

一般会計歳入歳出全般にわたり、例月出納検査表と決算書の照合を行い、次いで収入支出済額を決算書、関係帳簿及び証拠書類を照合することにより審査をいたしました。

基金については、それぞれ証書と決算書記載の金額とを照合し、確認をいたしました。

2、財政の状況について。

令和元年度の決算の状況は、予算総額9億707万2,000円に対し、歳入総額は9億1,251万4,372円、執行率は100.6%でありました。歳出総額は8億5,217万1,131円、執行率は93.9%。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は6,034万3,241円の黒字決算となりました。

歳入決算については、調定額どおり収入が確保されておりました。

また、歳出決算については、各施設の計画的な保守点検、補修、維持管理及び業務の委託など、構成三町の厳しい財政状況を踏まえ、経費の節減に努めるなど適正に執行しているものと認めます。

なお、基金の運用状況についても適正に処理されておりました。

3、事業の執行について。

構成三町の可燃ごみの処理量は、年間2万6,962トン、前年度対比101.7%でありました。内訳を見ますと、一般家庭は364トン増加し、事業者からの搬入も76トン増加し、全体として440トンの増加となりました。今後、気候変動による災害ごみの受入れなど、突発的な受入れも予想され

ることから、引き続き三町主導の下、地球温暖化防止のために住民や事業者に対してごみの分別を指導し、資源化・減量化の推進を行っていくことを望みます。

なお、清掃センターにおいては、ごみの収集業務及びごみ処理施設の運転管理、さらに焼却灰などの埋立てによる最終処分まで、その業務処理は円滑になされておりました。

4、施設の保守管理について。

焼却処理施設、斎場施設及び最終処分場施設につきましては、いずれも建設後、長期間が経過しており、経年劣化による設備の不具合などありますが、その都度保守点検や修繕、工事などを行い、受入れ業務や施設の運転管理に支障を来さぬように適切な維持管理に努めておりました。

焼却処理施設は、令和3年3月末の稼働終了まで滞りなく、斎場施設及び最終処分場施設については、長期計画に基づき、効率的かつ安定的な維持管理に努め、引き続き構成三町の環境保全に貢献していくことを望みます。

以上のとおり意見を述べましたが、財政は総じて健全な運営がなされており、適切な予算執行に努力されたものと認めるものであります。

令和2年8月28日、大泉町外二町環境衛生施設組合監査委員、白石正躬、同じく大賀孝訓。

以上です。

◇議長（須田敏彦君） 以上で決算に関する説明が終わりました。

これより本案の審議に入りますが、本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（須田敏彦君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（須田敏彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



○管理者挨拶

◇議長（須田敏彦君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご提案いたしました議案に関しまして、全ての議案を可決いただきまして大変ありがとうございます。

こっちの挨拶に関しては、さっきはコロナの部分が入っているので、違う点で2点ばかりお話をさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、令和3年4月より、新焼却施設の稼働が始まります。その中で、我々が今努力していることは、ここの施設もあと半年ということで、保守点検、また維持管理等、お金がかかるころではありますが、所長をはじめといたしまして、職員にしっかりと減額をせよということで、管理費等を今までどのくらい減らしたのか……

◇所長（小倉志信君） 基本的には、維持管理費については、工事等は今年度はまだ支出をしないようにしております。

◇管理者（村山俊明君） 恐らく、数百万の単位の減額を毎回しております。要は、もう新焼却施設が始まる中で、同じ業者がやるということで、そのへんも踏まえた中で、今まで、例えば保守点検等、数千万の単位の金額が来ましたが、それから2割を引けだとか、かなり無理難題を言っております。しかしながら、その条件をのんでいただきながら、ここ数年では、恐らく数千万の単位は削減できているということでもあります。これも所長はじめ、職員の交渉の結果ということと、また厳しい提案を出してきた中での成果だというふうに思っております。

また、斎場と最終処分施設につきましても、先ほど監査委員さんのほうからお話ががあったとおり、適正な維持管理に尽力し、構成三町と連携を密に保ちながら環境保全、要は一つの役割は終わるわけでもありますけども、そのへんもしっかりとやっていきたいということでもあります。

さらに、もう一点でありますけども、特に邑楽町さん、千代田町さんにおきましては、庭木の剪定枝でありますけども、今西邑楽三町は、邑楽町にある工場にお願いしているんですが、その工場はこの間、太田市と比較をしてくれという話をしましたら、非常に安いということで、太田市の一部もこちらの邑楽町にある工場のほうで処分をするというふうに、今もう始まっているところであります。今後利用する三町の町民の方は、わざわざ遠くまで搬入したり、大変なご苦労がないように、今後もしできる限り、楽な部分は現状維持ということで考えております。

今後も議員の皆様方にご尽力とご協力をいただきながら、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○閉 会

◇議長（須田敏彦君） 以上をもちまして、令和２年第３回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後２時４５分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議長

須 田 敏 彦

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

浅 野 正 己

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

渡 邊 明